# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)25条2項の規定に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成29年5月8日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね以下の 理由により、本件処分は取り消されるべきと主張している。

処分庁は、本件処分通知書において、特別障害給付金の支給額の変更に伴い、請求人に対して4,120円の返還を求めているが、請求人は度重なる保護費の引下げ、住宅扶助費の引下げにより生活に困窮しており、また、処分庁のひどい対応で心身とも弱っている状態での返還請求は不当である。

## 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年月日	審議経過
平成29年12月 7日	諮問
平成30年 1月24日	
平成30年 2月15日	審議(第18回第2部会)

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

そして、法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助 及び葬祭扶助の8種を規定している。

(2) このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困 窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、 左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条 6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によると、移送 費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

さらに、法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・給付を行うものとする。また、給付については、・・・、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」(第3・9・(1))とした上で、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」(第3・9・(2)・ア)等としている。

また、移送の給付に係る事後申請の取扱いについて、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」としている(第3・9・(3)・ウ)。

なお、東京都においては、東京都都営交通無料乗車券発行規程2条5号により、東京都内に居住し、「法の規定による保護を受けている世帯の世帯主又はその世帯に属する者で、その世帯主が指定するもの一人。ただし、同法第十九条第一項第二号に該当する者で、継続して保護を受けている期間が三月未満のものを除く。」に対して、都営交通無料乗車券(以下「本件無料乗車券」という。)を発行するとしている。

(3) 法24条1項から8項は、申請による保護の開始について、 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の 要否、種類、程度及び方法を決定し、14日以内(特別な理由がある場合には30日まで延長できる。)に申請者に対して書面をもって通知しなければならないこと等を定めており、同条9項は、このうち1項から7項までの規定は、要保護者等からの保護の変更の申請について準用する旨を定めている。

また、法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。

#### (4) 収入の認定について

- ア 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。
- イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第8・1・(4)・アによれば、恩給法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。
- ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」 (昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)の第8・問51によれば、恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないとされている。
- (5) なお、上記(2)及び(4)の各通知はいずれも、地方自治法245

条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

- 2 本件処分について
  - (1) 処分庁は、請求人から医療移送費の支給申請として本件各申請を受け、本件処分において、次のとおり、各医療機関への経路を確認した上で、一時扶助費として、医療移送費計2,55 2円を支給することを決定していることが認められる。

ア 3月分の申請について(以下「↔」は往復を、「⇒」は片 道をそれぞれ表す。)

処分庁は、本件要領に基づき、請求人の〇〇病院の受診に係る交通費(3月7日分)及び〇〇病院(3月17日分)の受診に係る各交通費について、以下のとおり算定し、3月分の医療移送費として計1,276円を計上したことが認められる。

- (ア) ○○病院(3月7日分)
  - ① 申請経路:○○⇒○○⇒○○
  - ② 申請額:535円
  - ③ 認定経路:○○⇔○○⇔○○

請求人が、○○病院の受診後に指定された○○の自立 支援薬局に行ったとしても(経路:○○→○○→○○→ ○○→○○。ただし、○○→○○の間は、請求人に発行 されている本件無料乗車券の利用が可能である。)、同 薬局を利用した事実が確認できなかったため。

- ④ 認定額:514円○○⇔○○は片道257円(ICカード利用運賃)×2(往復)
- (イ) ○○病院(3月17日分)
  - ① 申請経路:○○⇔○○
  - ② 申請額:762円
  - ③ 認定経路:○○⇔○○⇔○○

④ 認定額:762円

○○⇔○○⇔○○は片道381円(ICカード利用運賃)×2(往復)

イ 4月分の申請について

処分庁は、請求人の○○病院の受診に係る交通費(4月4日分)及び○○病院(4月28日分)の受診に係る各交通費についても、3月分と同様に算定し、4月分の医療移送費として計1,276円を計上したことが認められる。

- ウ 以上のとおり、処分庁が、請求人の3月分及び4月分の医療移送費を計1,276円とそれぞれ算定した上で、請求人の一時扶助費として計上した処分は、いずれも、上記1の法令等の定めに従い適正になされたものといえ、違算等の事実も認められないことから、違法又は不当な点はない。
- (2) また、請求人に支給される特別障害給付金に係る収入認定額は従前、月額39,760円であるとされていたところ、正しくは、平成28年4月から平成29年3月までは、月額41,120円となっていたことが判明したことから、処分庁は、本件処分において、同給付金に係る平成29年3月分及び同年4月分以降の収入認定額をそれぞれ、遡及して実際の支給額に変更したものと認められる。

そうすると、処分庁が、請求人に支給された特別障害給付金に基づき、請求人の平成29年3月分及び同年4月分以降の収入認定額を遡及してそれぞれ変更したことは、上記1の法令に基づく適正なものであって、いずれも妥当な処理であると認められる。

(3) 上記(1)及び(2)のとおり、本件処分における処分庁の判断は、いずれも合理的なものであって、前記1の法令等に則ってなされたものであるから、本件処分に違法又は不当とすべき点を認

めることはできない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の違法性、不当性を主張しているが、本件処分に違法不当な点がないことは、上記2のとおりであって請求人の主張には理由がない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来